

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年4月19日
【計算期間】	第16特定期間（自 平成24年 7月21日 至 平成25年 1月21日）
【ファンド名】	しんきんＪリートオープン（毎月決算型）
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大澤 宣之
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	野呂 俊夫
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1．商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2．属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド
債券 一般	年2回		
公債	年4回		
社債	年6回 (隔月)		
その他債券	年12回 (毎月)		
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ
不動産投信	日々		
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))	日々		
資産複合 ()	その他 ()		
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国内」...目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「不動産投信」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

- 「その他資産（投資信託証券（不動産投信））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として不動産投信に投資する旨の記載があるもの
- 「年12回（毎月）」...目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- 「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

Jリートに投資するファンドです。

- ◆ 当ファンドへの投資を通じて、間接的に不動産に投資した効果が得られます。
- ◆ 当ファンドが主な投資対象とするJリートは、不動産からの収益を分配金として受け取ることが可能です。
- ◆ 当ファンドが主な投資対象とするJリートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産と言えます。



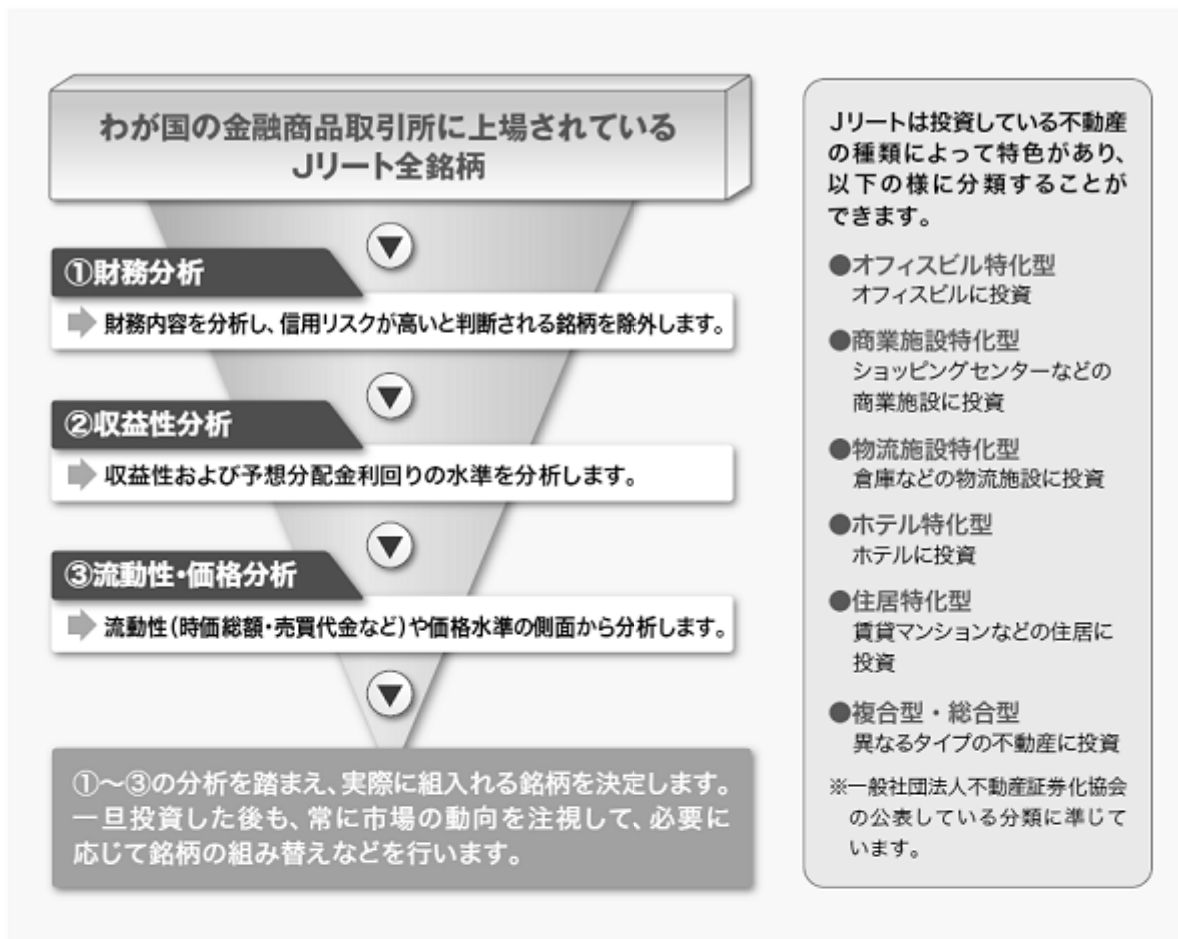
Jリートとは…

- 「不動産を証券化した金融商品」で、「Real Estate Investment Trust」の頭文字を取ってREIT（リート）と呼ばれます。特に、日本で上場されているリートをJリートといいます。
- リートは、「投資者から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営」を行い、「それによって得た賃貸料収入などから投資者へ分配金を支払う」という商品で、少額の資金で不動産に分散投資した効果を得ることができます。
- Jリートは、東京証券取引所などに上場され、株式と同じように公開の市場で売買されています。
- Jリーートの分配金は、相対的に高い水準[※]にあります。
※一般的な傾向であり、銘柄や市場環境によって異なる場合があります。

<Jリーートの仕組み>



●銘柄選定プロセス



●ベンチマークについて

しんきんJリートオープン（毎月決算型）は、東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。
（ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。）

東証REIT指数とは…

- 東京証券取引所に上場されている不動産投資信託（Jリート）全銘柄を対象とした時価総額加重平均型の指数で、平成15年3月31日の時価総額を基準として東京証券取引所が算出・公表しています。
 - 銘柄数の増減など市況動向によらない時価総額の増減や増資などが発生する場合は、連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正されます。
 - 東証REIT指数（配当込み）の算出は、配当金落ち、有償減資の場合も基準時価総額の修正が行われます。
- ※東証REIT指数は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所有しています。

◆ 毎月安定した分配金をお支払いすることを目指します。

毎月の決算時（20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

収益分配金のお支払いのイメージ



※上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

※当ファンドは自動けいそく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料はかかりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

<収益分配方針>

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 分配金は、配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。

<追加的記載事項>

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

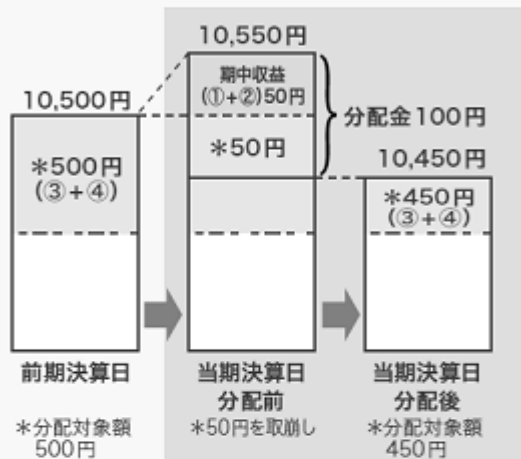
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



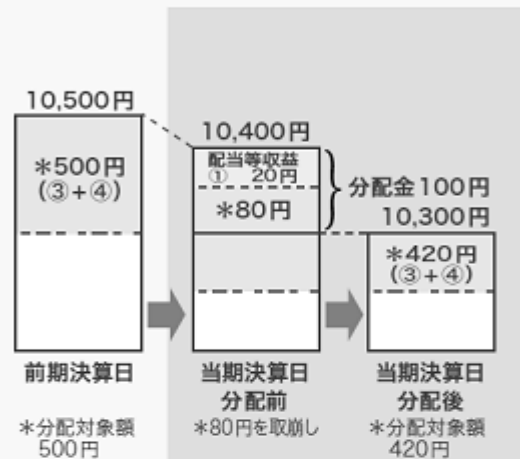
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

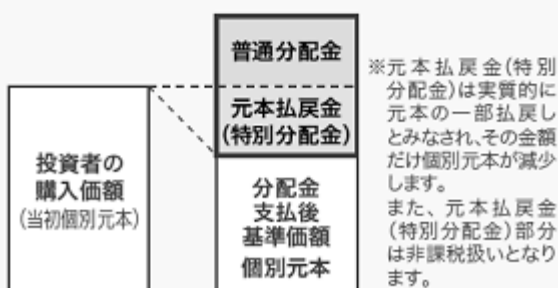


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

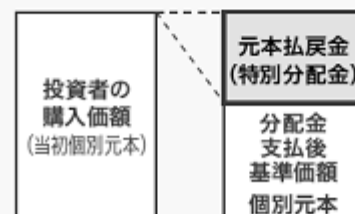
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんJリートオープン（毎月決算型）（ベビーファンド）にまとめられ、しんきんJリートマザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※当ファンドの実質的投資対象であるリートは、不動産投資信託であり、当ファンドは投資信託に投資する投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）に該当します。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。
- 株式への投資は行いません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

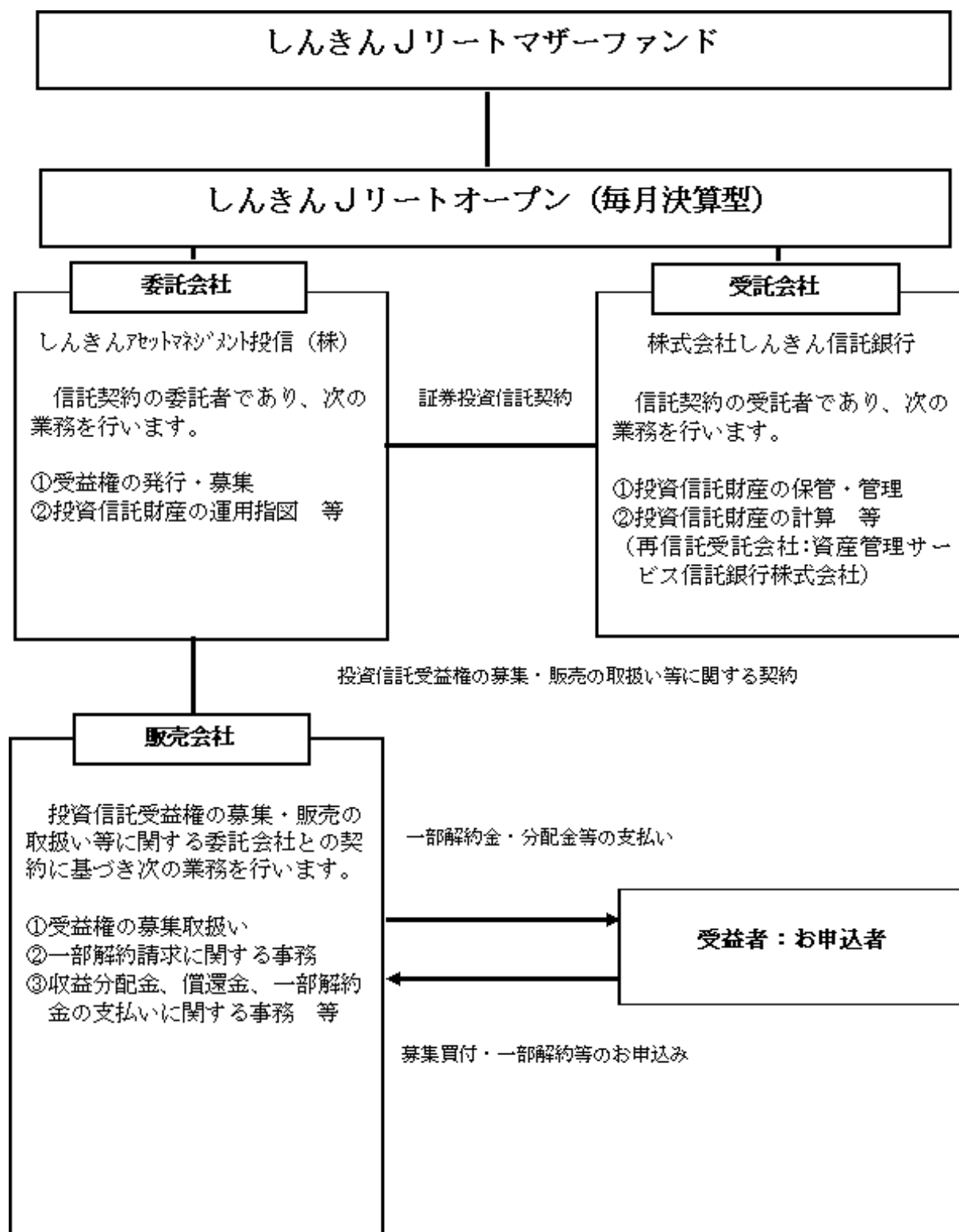
信託金の限度額

- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成17年2月1日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



< 委託会社の概況 > (本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本金の額

200百万円

会社の沿革

平成2年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
平成3年3月	投資顧問業の登録
平成4年3月	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
平成10年12月	証券投資信託委託業の認可
平成19年9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

親投資信託である「しんきん」リートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 投資にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- 2) 運用にあたっては、東京証券取引所が算出・公表する「東証REIT指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。
- 3) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 4) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とされる資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

投資対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、株式会社しんきん信託銀行を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん」リートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

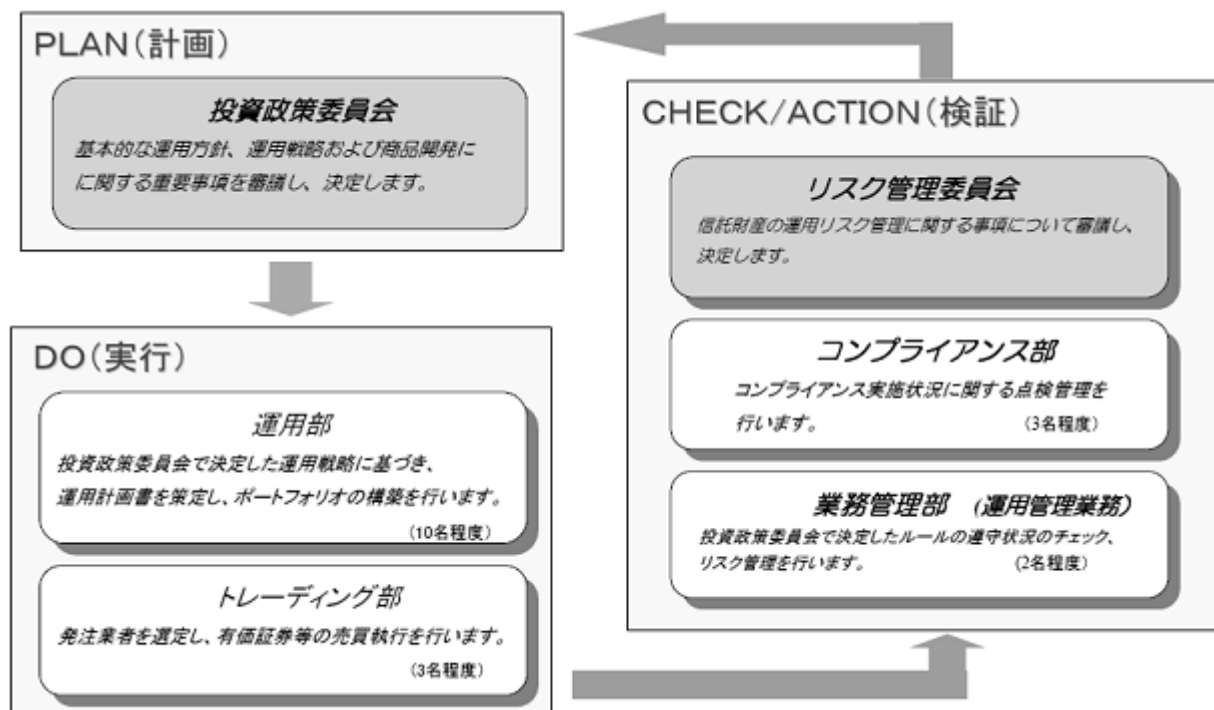
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当社のファンドの運用体制は以下のとおりです。



投資プロセス

信金中央金庫グループ及び内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、投資運用委員会においては、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は2013年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

分配金は、配当等収益等を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案し決定します。

留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

しんきんJリートオープン（毎月決算型）投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを通じて投資を行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを通じて投資を行う同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。

1) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

2) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

3) の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

1) の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ) 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

ロ) 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

ハ) 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。

2) の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

3) 借入金の利息は投資信託財産から支弁します。

< 参考 > しんきんJリートマザーファンドの概要

(1) 投資方針

投資対象

主としてわが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- 2) 運用にあたっては、東京証券取引所が算出・公表する「東証REIT指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。
- 3) 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。
 - イ) 財務分析
不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。
 - ロ) 収益性分析
不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。
 - ハ) 流動性・価格分析
不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。
- 4) 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

投資対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてわが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

「しんきんJリートオープン（毎月決算型）」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産にかかる法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は2013年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、買付け金額に応じて買付け価額に2.10%（税抜2.00%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（買付け金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料はかかりません。

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

販売会社が定める申込手数料については販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先> しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社） <コールセンター> 0120-781812 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（土日、休日を除く9:00～17:00） <ホームページ> http://www.skam.co.jp	
---	--

(2)【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3)【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用という場合があります。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.9975%（税抜年率0.95%）を乗じて得た額とします。

項 目	費 用	
運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額に対して、年率0.9975%（税抜0.95%）	運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。
（委託会社）	純資産総額に対して、年率0.4515%（税抜0.43%）	
（販売会社）	純資産総額に対して、年率0.4725%（税抜0.45%）	
（受託会社）	純資産総額に対して、年率0.0735%（税抜0.07%）	

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および投資信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

当ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産から支払われます。

投資信託財産にかかる監査費用は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.00735%（税抜年率0.007%）を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

個別元本について

1) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

2）法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
-----------------------------	---

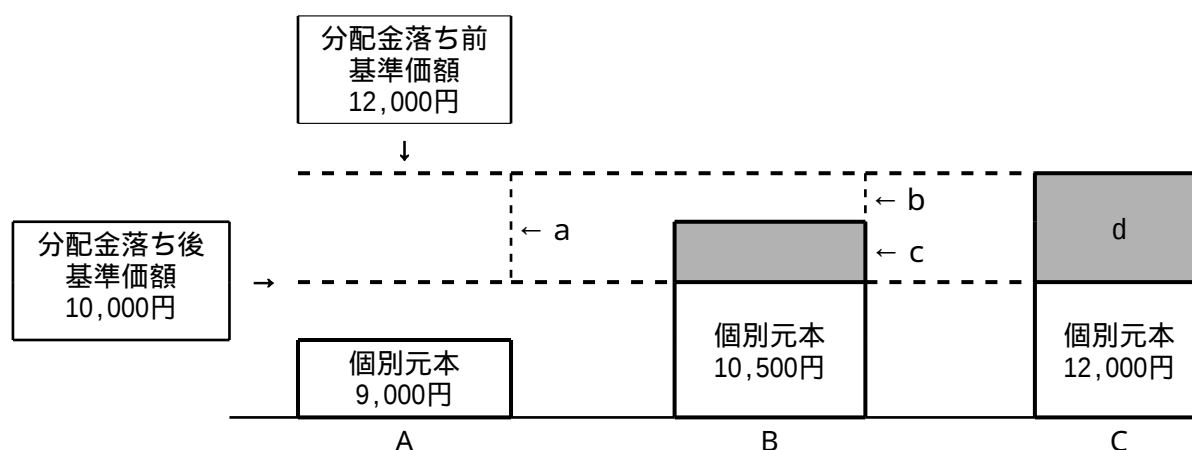
課税上は株式投資信託として取扱われますが、益金不算入制度及び配当控除の適用はありません。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っている c の部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)から c 「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りの b の部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) =
10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) =
10,000円となります。

受益者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成25年2月28日現在

資産の種類	国・地域	時価（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日 本	67,390,150,850	99.85
小 計		67,390,150,850	99.85
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		104,029,584	0.15
合 計（純資産総額）		67,494,180,434	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）しんきんJリートマザーファンド

平成25年2月28日現在

資産の種類	国・地域	時価（円）	投資比率（％）
投資証券	日 本	68,958,394,700	98.29
小 計		68,958,394,700	98.29
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		1,196,182,966	1.71
合 計（純資産総額）		70,154,577,666	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	種類	銘柄	数量 （口数）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	しんきんJリート マザーファンド	46,053,543,942	1.3983	64,398,569,541	1.4633	67,390,150,850	99.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成25年2月28日現在

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.85
合 計	99.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）「しんきんJリートマザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位30銘柄（国内不動産投資信託）

平成25年2月28日現在

国名 地域	種類	銘柄名	数量 (額面 金額)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	8,699	899,482	7,824,596,303	1,037,000	9,020,863,000	12.86
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	7,506	872,004	6,545,264,105	1,017,000	7,633,602,000	10.88
日本	投資証券	日本リートールファンド投資法人	25,427	161,037	4,094,703,309	181,200	4,607,372,400	6.57
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	29,442	102,082	3,005,509,668	121,800	3,586,035,600	5.11
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	15,521	175,514	2,724,166,505	196,900	3,056,084,900	4.36
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	3,350	774,851	2,595,754,194	892,000	2,988,200,000	4.26
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	10,349	249,568	2,582,783,044	272,900	2,824,242,100	4.03
日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人	2,960	731,708	2,165,857,780	887,000	2,625,520,000	3.74
日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人	3,732	518,051	1,933,368,241	569,000	2,123,508,000	3.03
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,801	602,188	1,686,730,400	704,000	1,971,904,000	2.81
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	18,041	93,317	1,683,548,105	109,100	1,968,273,100	2.80
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	2,178	783,510	1,706,485,430	881,000	1,918,818,000	2.73
日本	投資証券	福岡リート投資法人	2,485	678,073	1,685,012,839	768,000	1,908,480,000	2.72
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	4,841	322,863	1,562,983,454	393,500	1,904,933,500	2.71
日本	投資証券	G L P 投資法人	22,476	70,537	1,585,392,225	84,600	1,901,469,600	2.71
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	2,251	703,112	1,582,705,229	832,000	1,872,832,000	2.66
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	3,486	480,346	1,674,489,230	530,000	1,847,580,000	2.63
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	3,129	480,326	1,502,942,512	561,000	1,755,369,000	2.50
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	2,264	640,567	1,450,245,923	680,000	1,539,520,000	2.19
日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	3,928	353,716	1,389,399,859	389,500	1,529,956,000	2.18
日本	投資証券	ケネディクス不動産投資法人	3,868	324,811	1,256,371,787	382,000	1,477,576,000	2.10
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	35,140	24,961	877,146,311	31,150	1,094,611,000	1.56
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	1,497	560,869	839,621,658	670,000	1,002,990,000	1.42
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	1,797	480,780	863,962,252	522,000	938,034,000	1.33
日本	投資証券	トップリート投資法人	2,154	376,713	811,440,060	433,500	933,759,000	1.33
日本	投資証券	プレミアム投資法人	2,231	355,804	793,799,111	416,000	928,096,000	1.32
日本	投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	1,468	546,941	802,909,987	632,000	927,776,000	1.32
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人	11,445	62,800	718,754,996	77,000	881,265,000	1.25
日本	投資証券	積水ハウス・S I 投資法人	1,007	404,086	406,914,773	472,000	475,304,000	0.67
日本	投資証券	野村不動産レジデンシャル投資法人	690	481,500	332,235,000	502,000	346,380,000	0.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成25年2月28日現在

種 類	投資比率（％）
投資証券	98.29
合 計	98.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年2月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第 1期末（平成17年 5月20日）	1,821,545,918	1,826,722,891	10,556	10,586
	第 2期末（平成17年 6月20日）	2,538,174,218	2,545,299,362	10,687	10,717
	第 3期末（平成17年 7月20日）	3,722,699,689	3,732,803,043	11,054	11,084
第2特定期間	第 4期末（平成17年 8月22日）	3,229,532,305	3,238,663,162	10,611	10,641
	第 5期末（平成17年 9月20日）	3,700,891,351	3,711,643,543	10,326	10,356
	第 6期末（平成17年10月20日）	4,327,891,772	4,340,303,624	10,461	10,491
	第 7期末（平成17年11月21日）	4,872,478,948	4,886,061,103	10,762	10,792
	第 8期末（平成17年12月20日）	5,259,073,421	5,273,639,990	10,831	10,861
	第 9期末（平成18年 1月20日）	5,761,294,371	5,776,555,697	11,325	11,355
第3特定期間	第10期末（平成18年 2月20日）	5,954,256,294	5,969,806,480	11,487	11,517
	第11期末（平成18年 3月20日）	6,078,526,246	6,094,271,759	11,581	11,611
	第12期末（平成18年 4月20日）	6,535,830,653	6,552,322,431	11,889	11,919
	第13期末（平成18年 5月22日）	6,829,472,522	6,852,625,403	11,799	11,839
	第14期末（平成18年 6月20日）	6,645,535,953	6,670,502,378	10,647	10,687
	第15期末（平成18年 7月20日）	7,443,249,191	7,469,634,511	11,284	11,324
第4特定期間	第16期末（平成18年 8月21日）	7,984,508,738	8,012,407,978	11,448	11,488
	第17期末（平成18年 9月20日）	8,378,440,123	8,407,167,908	11,666	11,706
	第18期末（平成18年10月20日）	9,333,428,780	9,363,903,101	12,251	12,291
	第19期末（平成18年11月20日）	10,016,503,400	10,048,891,212	12,371	12,411
	第20期末（平成18年12月20日）	11,256,204,948	11,290,499,319	13,129	13,169
	第21期末（平成19年 1月22日）	13,533,563,439	13,569,724,871	14,970	15,010
第5特定期間	第22期末（平成19年 2月20日）	15,789,771,858	15,828,560,285	16,283	16,323
	第23期末（平成19年 3月20日）	16,837,460,780	16,878,492,339	16,414	16,454
	第24期末（平成19年 4月20日）	17,537,861,044	17,579,399,302	16,888	16,928
	第25期末（平成19年 5月21日）	19,105,232,135	19,168,157,937	18,217	18,277
	第26期末（平成19年 6月20日）	18,034,982,506	18,098,846,748	16,944	17,004
	第27期末（平成19年 7月20日）	16,187,637,180	16,251,636,714	15,176	15,236
第6特定期間	第28期末（平成19年 8月20日）	13,538,204,695	13,602,050,836	12,723	12,783
	第29期末（平成19年 9月20日）	14,216,655,293	14,282,022,688	13,049	13,109
	第30期末（平成19年10月22日）	13,818,812,174	13,884,595,067	12,604	12,664
	第31期末（平成19年11月20日）	13,961,104,974	14,027,141,684	12,685	12,745
	第32期末（平成19年12月20日）	14,156,851,429	14,222,614,890	12,916	12,976
	第33期末（平成20年 1月21日）	12,130,350,565	12,196,141,143	11,063	11,123
第7特定期間	第34期末（平成20年 2月20日）	12,146,088,904	12,212,116,853	11,037	11,097
	第35期末（平成20年 3月21日）	11,021,292,787	11,087,510,290	9,986	10,046
	第36期末（平成20年 4月21日）	12,055,569,504	12,122,073,835	10,876	10,936
	第37期末（平成20年 5月20日）	11,991,494,319	12,058,869,825	10,679	10,739
	第38期末（平成20年 6月20日）	11,142,019,880	11,209,860,390	9,854	9,914
	第39期末（平成20年 7月22日）	10,739,001,365	10,808,102,733	9,325	9,385

第8特定期間	第40期末（平成20年 8月20日）	10,423,471,997	10,493,221,950	8,966	9,026
	第41期末（平成20年 9月22日）	10,177,359,474	10,247,565,011	8,698	8,758
	第42期末（平成20年10月20日）	7,236,339,820	7,307,092,807	6,137	6,197
	第43期末（平成20年11月20日）	6,363,918,282	6,435,288,541	5,350	5,410
	第44期末（平成20年12月22日）	8,002,781,975	8,074,485,508	6,697	6,757
	第45期末（平成21年 1月20日）	7,125,514,054	7,197,509,975	5,938	5,998
第9特定期間	第46期末（平成21年 2月20日）	6,651,941,201	6,724,253,168	5,519	5,579
	第47期末（平成21年 3月23日）	7,064,614,085	7,137,630,115	5,805	5,865
	第48期末（平成21年 4月20日）	7,299,345,120	7,372,940,868	5,951	6,011
	第49期末（平成21年 5月20日）	7,641,057,477	7,719,329,876	5,857	5,917
	第50期末（平成21年 6月22日）	8,665,367,727	8,748,927,190	6,222	6,282
	第51期末（平成21年 7月21日）	9,972,220,772	10,061,807,000	6,679	6,739
第10特定期間	第52期末（平成21年 8月20日）	10,534,921,631	10,629,675,855	6,671	6,731
	第53期末（平成21年 9月24日）	10,189,566,270	10,281,699,622	6,636	6,696
	第54期末（平成21年10月20日）	10,725,461,299	10,826,945,240	6,341	6,401
	第55期末（平成21年11月20日）	10,647,262,687	10,758,839,121	5,726	5,786
	第56期末（平成21年12月21日）	11,113,445,715	11,230,641,171	5,690	5,750
	第57期末（平成22年 1月20日）	12,570,766,939	12,693,059,098	6,168	6,228
第11特定期間	第58期末（平成22年 2月22日）	12,869,395,041	12,997,926,507	6,008	6,068
	第59期末（平成22年 3月23日）	13,789,789,920	13,925,683,659	6,088	6,148
	第60期末（平成22年 4月20日）	15,670,430,228	15,818,570,650	6,347	6,407
	第61期末（平成22年 5月20日）	16,722,579,387	16,887,957,396	6,067	6,127
	第62期末（平成22年 6月21日）	17,372,613,535	17,552,523,882	5,794	5,854
	第63期末（平成22年 7月20日）	18,800,787,567	18,996,210,598	5,772	5,832
第12特定期間	第64期末（平成22年 8月20日）	19,949,781,129	20,158,414,890	5,737	5,797
	第65期末（平成22年 9月21日）	21,457,113,669	21,678,759,621	5,808	5,868
	第66期末（平成22年10月20日）	23,198,608,909	23,431,528,451	5,976	6,036
	第67期末（平成22年11月22日）	25,983,842,322	26,230,928,704	6,310	6,370
	第68期末（平成22年12月20日）	27,847,198,122	28,101,207,177	6,578	6,638
	第69期末（平成23年 1月20日）	29,211,358,817	29,467,732,444	6,836	6,896
第13特定期間	第70期末（平成23年 2月21日）	29,072,243,672	29,331,663,275	6,724	6,784
	第71期末（平成23年 3月22日）	27,772,754,925	28,031,665,336	6,436	6,496
	第72期末（平成23年 4月20日）	27,364,829,764	27,625,679,991	6,294	6,354
	第73期末（平成23年 5月20日）	27,737,555,473	28,001,983,330	6,294	6,354
	第74期末（平成23年 6月20日）	27,209,194,557	27,478,875,909	6,054	6,114
	第75期末（平成23年 7月20日）	27,538,563,104	27,815,245,977	5,972	6,032
第14特定期間	第76期末（平成23年 8月22日）	27,912,994,672	28,202,737,785	5,780	5,840
	第77期末（平成23年 9月20日）	26,784,077,448	27,082,484,653	5,385	5,445
	第78期末（平成23年10月20日）	25,892,259,811	26,195,575,676	5,122	5,182
	第79期末（平成23年11月21日）	24,190,003,211	24,497,180,210	4,725	4,785
	第80期末（平成23年12月20日）	24,605,036,833	24,915,774,855	4,751	4,811
	第81期末（平成24年 1月20日）	24,873,887,465	25,189,902,812	4,723	4,783
第15特定期間	第82期末（平成24年 2月20日）	27,290,620,134	27,616,807,547	5,020	5,080
	第83期末（平成24年 3月21日）	29,706,635,832	30,036,426,987	5,405	5,465
	第84期末（平成24年 4月20日）	30,350,789,551	30,689,667,362	5,374	5,434
	第85期末（平成24年 5月21日）	28,764,093,424	29,111,417,600	4,969	5,029
	第86期末（平成24年 6月20日）	30,411,405,858	30,773,095,376	5,045	5,105
	第87期末（平成24年 7月20日）	31,752,174,032	32,131,246,452	5,026	5,086

第16特定期間	第88期末（平成24年 8月20日）	33,198,666,548	33,595,129,360	5,024	5,084
	第89期末（平成24年 9月20日）	35,638,907,632	36,047,820,533	5,229	5,289
	第90期末（平成24年10月22日）	39,109,719,515	39,545,534,403	5,384	5,444
	第91期末（平成24年11月20日）	41,545,579,602	42,003,679,205	5,441	5,501
	第92期末（平成24年12月20日）	46,756,002,246	47,260,658,659	5,559	5,619
	第93期末（平成25年 1月21日）	52,590,642,052	53,133,598,215	5,812	5,872
	平成24年 2月末日	29,573,785,278	-	5,347	-
	平成24年 3月末日	30,617,598,841	-	5,484	-
	平成24年 4月末日	30,344,049,408	-	5,325	-
	平成24年 5月末日	29,523,918,545	-	5,048	-
	平成24年 6月末日	31,579,829,216	-	5,162	-
	平成24年 7月末日	32,612,909,737	-	5,046	-
	平成24年 8月末日	34,633,938,326	-	5,155	-
	平成24年 9月末日	37,505,559,608	-	5,364	-
	平成24年10月末日	40,725,468,836	-	5,472	-
	平成24年11月末日	43,119,011,520	-	5,492	-
	平成24年12月末日	49,539,518,198	-	5,723	-
	平成25年 1月末日	59,210,102,232	-	6,302	-
	平成25年 2月末日	67,494,180,434	-	6,692	-

（注）基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位を表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1万口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成17年2月 1日 至 平成17年7月20日	90
第2特定期間	自 平成17年7月21日 至 平成18年1月20日	180
第3特定期間	自 平成18年1月21日 至 平成18年7月20日	210
第4特定期間	自 平成18年7月21日 至 平成19年1月22日	240
第5特定期間	自 平成19年1月23日 至 平成19年7月20日	300
第6特定期間	自 平成19年7月21日 至 平成20年1月21日	360
第7特定期間	自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	360
第8特定期間	自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日	360
第9特定期間	自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	360
第10特定期間	自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	360
第11特定期間	自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日	360
第12特定期間	自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	360
第13特定期間	自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日	360
第14特定期間	自 平成23年7月21日 至 平成24年1月20日	360
第15特定期間	自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日	360
第16特定期間	自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日	360

（注）収益分配金は特定期間中の累計額を記載しております。

【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第1特定期間	自 平成17年2月 1日 至 平成17年7月20日	11.44
第2特定期間	自 平成17年7月21日 至 平成18年1月20日	4.08
第3特定期間	自 平成18年1月21日 至 平成18年7月20日	1.49
第4特定期間	自 平成18年7月21日 至 平成19年1月22日	34.79
第5特定期間	自 平成19年1月23日 至 平成19年7月20日	3.38
第6特定期間	自 平成19年7月21日 至 平成20年1月21日	24.73
第7特定期間	自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	12.46
第8特定期間	自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日	32.46
第9特定期間	自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	18.54
第10特定期間	自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	2.26
第11特定期間	自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日	0.58
第12特定期間	自 平成22年7月21日 至 平成23年1月20日	24.67
第13特定期間	自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日	7.37
第14特定期間	自 平成23年7月21日 至 平成24年1月20日	14.89
第15特定期間	自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日	14.04
第16特定期間	自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日	22.80

（注）収益率は、各特定期間毎に特定期間末の基準価額（分配落）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額（分配落）で除したものをパーセント表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間 自：平成17年 2月 1日 至：平成17年 7月20日	3,384,190,258	16,405,449
第2特定期間 自：平成17年 7月21日 至：平成18年 1月20日	2,997,610,366	1,278,286,185
第3特定期間 自：平成18年 1月21日 至：平成18年 7月20日	2,423,619,352	914,398,339
第4特定期間 自：平成18年 7月21日 至：平成19年 1月22日	3,697,549,552	1,253,521,456
第5特定期間 自：平成19年 1月23日 至：平成19年 7月20日	5,006,657,526	3,380,426,569
第6特定期間 自：平成19年 7月21日 至：平成20年 1月21日	1,356,242,206	1,057,734,896
第7特定期間 自：平成20年 1月22日 至：平成20年 7月22日	982,302,775	430,504,381
第8特定期間 自：平成20年 7月23日 至：平成21年 1月20日	956,712,989	474,287,498
第9特定期間 自：平成21年 1月21日 至：平成21年 7月21日	3,195,711,432	263,993,521
第10特定期間 自：平成21年 7月22日 至：平成22年 1月20日	7,077,786,352	1,626,797,857
第11特定期間 自：平成22年 1月21日 至：平成22年 7月20日	13,112,552,425	924,073,830
第12特定期間 自：平成22年 7月21日 至：平成23年 1月20日	14,947,170,700	4,788,738,051
第13特定期間 自：平成23年 1月21日 至：平成23年 7月20日	7,152,801,528	3,767,927,106
第14特定期間 自：平成23年 7月21日 至：平成24年 1月20日	9,053,796,727	2,498,384,398
第15特定期間 自：平成24年 1月21日 至：平成24年 7月20日	13,741,600,981	3,232,088,864
第16特定期間 自：平成24年 7月21日 至：平成25年 1月21日	34,910,817,125	7,596,860,059

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

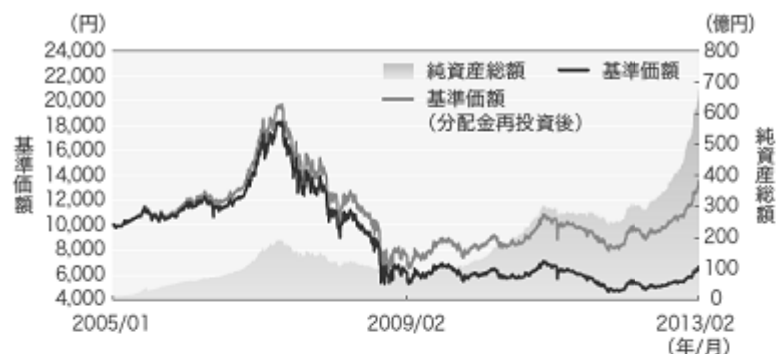
(参考情報) 運用実績

データは2013年2月28日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	6,692円
純資産総額	67,494百万円
分配の推移（税引前）	
決算期	分配金
2013年 2月20日	60円
2013年 1月21日	60円
2012年12月20日	60円
2012年11月20日	60円
2012年10月22日	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	5,040円

※基準価額及び分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

主要な資産の状況

● 資産別投資比率

	投資比率
1 しんきんJリートマザーファンド	99.85%
2 コール・ローン等	0.15%

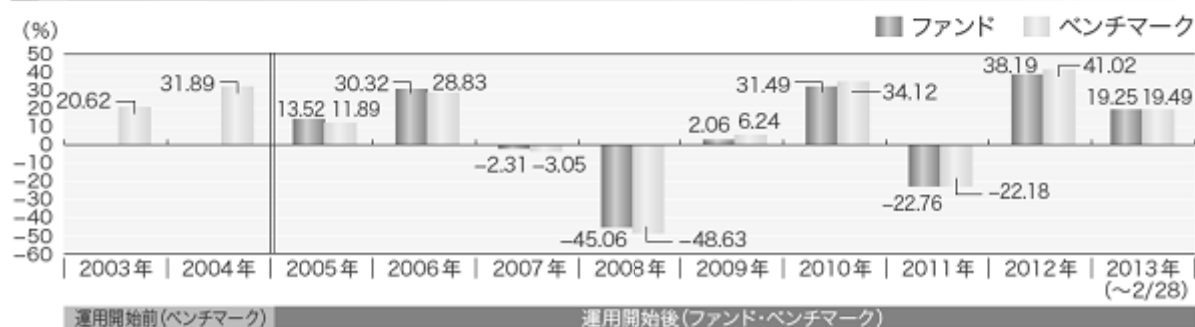
※右表の投資比率は、しんきんJリートマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。
※各銘柄の分類は、一般社団法人不動産証券化協会の分類に準じております。

※しんきんJリートマザーファンドの純資産総額は、70,155百万円です。

＜（参考）しんきんJリートマザーファンドの状況＞

組入上位10銘柄			
	銘柄名	分類	投資比率
1	日本ビルファンド投資法人	オフィスビル特化型	12.86%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	オフィスビル特化型	10.88%
3	日本リートリアルエステイト投資法人	商業施設特化型	6.57%
4	ユナイテッド・アーバン投資法人	総合型	5.11%
5	アドバンス・レジデンス投資法人	住居特化型	4.36%
6	フロンティア不動産投資法人	商業施設特化型	4.26%
7	日本プライムリアルティ投資法人	複合型	4.03%
8	森トラスト総合リート投資法人	総合型	3.74%
9	野村不動産オフィスファンド投資法人	オフィスビル特化型	3.03%
10	アクティビア・プロパティーズ投資法人	複合型	2.81%

年間収益率の推移（期間：2003年～2013年）



※2003年から2004年まではベンチマークの騰落率を表示しており、当ファンドの実績ではありません。

※2003年はベンチマークの基準日（2003年3月31日）から同年末までの騰落率です。

※2005年は2月1日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンド及びベンチマークの実績騰落率を表示しております。

※上記の騰落率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信（株）のホームページで運用レポート（週報・月報）としてお知らせしております。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- 1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- 2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- 3) 申込単位は、1万円以上1円単位です。
- 4) 申込にかかる受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に2.10%（税抜2.00%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- 5) 各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- 6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- 7) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（土日、休日を除く9:00～17:00）

＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- 1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- 2) 各営業日の午後3時までに受付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- 3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 4) 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- 5) 解約時の課税に関しては、前記の「ファンド情報」の「4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。
- 6) 一部解約金にかかる収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- 7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、4)の規定に準じて算定した価額とします。
- 8) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- 9) 委託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。委託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- 10) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配の

つど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ．基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

ロ．基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ハ．基準価額（受益権1口当りの純資産価額を1万口単位で表示したもの）は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ニ．ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

○親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。

（参考）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

不動産投資信託の受益証券は、原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

(2)【保管】

該当事項ありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5)その他」の「1) ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

1) この信託の計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成17年2月1日から平成17年5月20日までとします。

2) 上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1) ファンドの繰上償還条項

- a．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c．前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d．前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f．上記cから前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g．委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記2) d．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
・受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 投資信託約款の変更

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- c. 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 a から e までの規定にしたがいます。

3) 反対者の買取請求権

前記 1) の a から f の規定にしたがい信託契約の解約を行う場合、または前記 2) の規定にしたがい投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1ヵ月前に当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

5) 運用報告書

「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき毎年1月と7月の決算時および償還日を基準に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

6) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 2) 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- 3) 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、ファンドにかかる償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- 4) 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利

行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年7月21日から平成25年1月21日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきんJリートオープン（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成24年7月20日現在)	当期 (平成25年1月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	458,972,615	682,934,614
親投資信託受益証券	31,724,047,080	52,550,507,673
未収利息	628	935
流動資産合計	32,183,020,323	53,233,443,222
資産合計	32,183,020,323	53,233,443,222
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	379,072,420	542,956,163
未払解約金	25,761,263	55,675,627
未払受託者報酬	1,902,793	3,240,661
未払委託者報酬	23,920,815	40,739,719
その他未払費用	189,000	189,000
流動負債合計	430,846,291	642,801,170
負債合計	430,846,291	642,801,170
純資産の部		
元本等		
元本	1, 3 63,178,736,769	1, 3 90,492,693,835
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 31,426,562,737	2 37,902,051,783
（分配準備積立金）	6,231,380	192,490,190
元本等合計	31,752,174,032	52,590,642,052
純資産合計	31,752,174,032	52,590,642,052
負債純資産合計	32,183,020,323	53,233,443,222

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日)	当期 (自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日)
営業収益		
受取利息	38,793	57,402
有価証券売買等損益	3,771,138,407	8,916,460,593
営業収益合計	3,771,177,200	8,916,517,995
営業費用		
受託者報酬	10,721,025	14,867,099
委託者報酬	134,778,552	186,900,568
その他費用	1,070,771	1,134,000
営業費用合計	146,570,348	202,901,667
営業利益又は営業損失（ ）	3,624,606,852	8,713,616,328
経常利益又は経常損失（ ）	3,624,606,852	8,713,616,328
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,624,606,852	8,713,616,328
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	50,196,706	65,990,495
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,795,337,187	31,426,562,737
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,587,293,054	3,557,928,164
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,587,293,054	3,557,928,164
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,709,986,257	15,934,140,263
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,709,986,257	15,934,140,263
分配金	¹ 2,082,942,493	¹ 2,746,902,780
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,426,562,737	37,902,051,783

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取り扱い 当特定期間は、当期末が休日のため、平成24年7月21日から平成25年1月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成24年7月20日現在)	当期 (平成25年1月21日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 52,669,224,652円 期中追加設定元本額 13,741,600,981円 期中一部解約元本額 3,232,088,864円	期首元本額 63,178,736,769円 期中追加設定元本額 34,910,817,125円 期中一部解約元本額 7,596,860,059円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は31,426,562,737円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は37,902,051,783円であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	63,178,736,769口	90,492,693,835口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日)	当期 (自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日)
--------------------------------------	--------------------------------------

1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
第82期 計算期末における経費控除後の配当等収益97,650,715円（1万口当たり17.96円）、収益調整金33,237,368,532円（1万口当たり6,113.79円）及び分配準備積立金3,229,133円（1万口当たり0.59円）を分配対象収益とし、分配金は326,187,413円（1万口当たり60.00円）としております。 第83期 計算期末における経費控除後の配当等収益161,906,533円（1万口当たり29.45円）、収益調整金33,376,890,716円（1万口当たり6,072.36円）及び分配準備積立金2,966,038円（1万口当たり0.54円）を分配対象収益とし、分配金は329,791,155円（1万口当たり60.00円）としております。 第84期 計算期末における経費控除後の配当等収益126,253,896円（1万口当たり22.35円）、収益調整金34,124,231,756円（1万口当たり6,041.86円）及び分配準備積立金6,069,536円（1万口当たり1.07円）を分配対象収益とし、分配金は338,877,811円（1万口当たり60.00円）としております。 第85期 計算期末における経費控除後の配当等収益71,296,856円（1万口当たり12.31円）、収益調整金34,761,746,226円（1万口当たり6,005.06円）及び分配準備積立金2,813,245円（1万口当たり0.49円）を分配対象収益とし、分配金は347,324,176円（1万口当たり60.00円）としております。 第86期 計算期末における経費控除後の配当等収益85,498,316円（1万口当たり14.18円）、収益調整金35,911,153,059円（1万口当たり5,957.23円）及び分配準備積立金5,015,372円（1万口当たり0.83円）を分配対象収益とし、分配金は361,689,518円（1万口当たり60.00円）としております。 第87期 計算期末における経費控除後の配当等収益183,014,351円（1万口当たり28.96円）、収益調整金37,355,986,801円（1万口当たり5,912.74円）及び分配準備積立金117,491円（1万口当たり0.01円）を分配対象収益とし、分配金は379,072,420円（1万口当たり60.00円）としております。	第88期 計算期末における経費控除後の配当等収益100,715,201円（1万口当たり15.24円）、収益調整金38,861,217,230円（1万口当たり5,881.18円）及び分配準備積立金6,318,037円（1万口当たり0.96円）を分配対象収益とし、分配金は396,462,812円（1万口当たり60.00円）としております。 第89期 計算期末における経費控除後の配当等収益172,006,071円（1万口当たり25.23円）、収益調整金39,785,466,990円（1万口当たり5,837.74円）及び分配準備積立金1,282,909円（1万口当たり0.19円）を分配対象収益とし、分配金は408,912,901円（1万口当たり60.00円）としております。 第90期 計算期末における経費控除後の配当等収益159,870,013円（1万口当たり22.00円）、収益調整金42,153,599,560円（1万口当たり5,803.41円）及び分配準備積立金3,072,014円（1万口当たり0.42円）を分配対象収益とし、分配金は435,814,888円（1万口当たり60.00円）としております。 第91期 計算期末における経費控除後の配当等収益102,424,540円（1万口当たり13.41円）、収益調整金44,022,305,611円（1万口当たり5,765.86円）及び分配準備積立金3,215,034円（1万口当たり0.42円）を分配対象収益とし、分配金は458,099,603円（1万口当たり60.00円）としております。 第92期 計算期末における経費控除後の配当等収益133,423,909円（1万口当たり15.86円）、収益調整金48,104,816,336円（1万口当たり5,719.31円）及び分配準備積立金6,919,504円（1万口当たり0.82円）を分配対象収益とし、分配金は504,656,413円（1万口当たり60.00円）としております。 第93期 計算期末における経費控除後の配当等収益308,398,823円（1万口当たり34.08円）、経費控除後の有価証券売買等損益421,239,919円（1万口当たり46.54円）、収益調整金51,369,726,931円（1万口当たり5,676.67円）及び分配準備積立金5,807,611円（1万口当たり0.64円）を分配対象収益とし、分配金は542,956,163円（1万口当たり60.00円）としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日）	当期 （自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日）
----	--------------------------------------	--------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内不動産投資信託など値動きのある有価証券に投資しますので、価格変動リスク、不動産投資信託のリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成24年7月20日現在)	当期 (平成25年1月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 （平成24年7月20日現在）	当期 （平成25年1月21日現在）
種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	266,269,564円	2,747,213,436円
合 計	266,269,564円	2,747,213,436円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

前期 （平成24年7月20日現在）	当期 （平成25年1月21日現在）
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日）	当期 （自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日）
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 （平成24年7月20日現在）	当期 （平成25年1月21日現在）
1口当たり純資産額 0.5026円 (1万口当たり純資産額 5,026円)	1口当たり純資産額 0.5812円 (1万口当たり純資産額 5,812円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんＪリート マザーファンド	41,799,640,211	52,550,507,673	12,572円
合 計		41,799,640,211	52,550,507,673	

備考欄は、親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額です。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん」リートマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりです。

「しんきん」リートマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外です。

財務諸表

しんきん」リートマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		平成24年7月20日現在	平成25年1月21日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		587,531,487	537,606,942
投資証券		33,964,654,620	54,750,344,800
未収配当金		316,931,910	517,497,785
未収利息		804	736
流動資産合計		34,869,118,821	55,805,450,263
資産合計		34,869,118,821	55,805,450,263
負債の部			
流動負債			
未払金		214,564,411	—
流動負債合計		214,564,411	—
負債合計		214,564,411	—
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	34,270,397,804	44,388,311,640
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		384,156,606	11,417,138,623
元本等合計		34,654,554,410	55,805,450,263
純資産合計		34,654,554,410	55,805,450,263
負債純資産合計		34,869,118,821	55,805,450,263

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成24年7月20日現在	平成25年1月21日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 31,559,492,225円 期中追加設定元本額 4,105,343,945円 期中一部解約元本額 1,394,438,366円	期首元本額 34,270,397,804円 期中追加設定元本額 11,567,777,826円 期中一部解約元本額 1,449,863,990円
元本の内訳	しんきんJリートオープン (毎月決算型) 31,372,673,141円 しんきんJ-REITファンド (適格機関投資家限定) 2,897,724,663円 合計 34,270,397,804円	しんきんJリートオープン (毎月決算型) 41,799,640,211円 しんきんJ-REITファンド (適格機関投資家限定) 2,588,671,429円 合計 44,388,311,640円
2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	34,270,397,804口	44,388,311,640口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日	自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、国内不動産投資信託など値動きのある有価証券に投資しますので、価格変動リスク、不動産投資信託のリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成24年7月20日現在	平成25年1月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は本報告書の開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

	平成24年7月20日現在	平成25年1月21日現在
種 類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	3,244,715,858円	11,690,485,703円

合 計	3,244,715,858円	11,690,485,703円
-----	----------------	-----------------

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

平成24年7月20日現在	平成25年1月21日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成24年1月21日 至 平成24年7月20日	自 平成24年7月21日 至 平成25年1月21日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

平成24年7月20日現在	平成25年1月21日現在
1口当たり純資産額 1.0112円 (1万口当たり純資産額 10,112円)	1口当たり純資産額 1.2572円 (1万口当たり純資産額 12,572円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

投資証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	1,929	1,221,057,000	
投資証券	M I Dリート投資法人	371	77,427,700	
投資証券	森ヒルズリート投資法人	3,054	1,458,285,000	
投資証券	野村不動産レジデンシャル投資法人	720	346,680,000	
投資証券	産業ファンド投資法人	1,972	1,368,568,000	
投資証券	大和ハウスリート投資法人	1,463	817,817,000	
投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	13,186	2,303,594,200	
投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,699	1,616,701,000	
投資証券	G L P投資法人	13,361	909,884,100	
投資証券	日本ビルファンド投資法人	8,334	7,475,598,000	
投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	7,335	6,381,450,000	
投資証券	日本リテールファンド投資法人	24,359	3,904,747,700	
投資証券	オリックス不動産投資法人	3,457	1,604,048,000	
投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	9,877	2,459,373,000	
投資証券	プレミア投資法人	2,139	758,275,500	
投資証券	東急リアル・エステート投資法人	1,760	844,800,000	
投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	1,392	758,640,000	
投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人	3,575	1,848,275,000	
投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	28,112	2,856,179,200	
投資証券	森トラスト総合リート投資法人	2,835	2,063,880,000	

投資証券	フロンティア不動産投資法人	3,048	2,331,720,000	
投資証券	平和不動産リート投資法人	4,692	266,505,600	
投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	2,051	1,603,882,000	
投資証券	福岡リート投資法人	2,262	1,517,802,000	
投資証券	ケネディクス不動産投資法人	3,709	1,198,007,000	
投資証券	積水ハウス・S I 投資法人	1,000	403,500,000	
投資証券	大和証券オフィス投資法人	4,090	1,304,710,000	
投資証券	阪急リート投資法人	496	215,264,000	
投資証券	トッブリート投資法人	2,100	788,550,000	
投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	1,881	1,326,105,000	
投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	33,536	831,692,800	
投資証券	日本賃貸住宅投資法人	10,878	679,875,000	
投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	2,534	1,207,451,000	
合 計		204,207	54,750,344,800	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年2月28日現在）

資産総額	67,867,550,632 円
負債総額	373,370,198 円
純資産総額（ — ）	67,494,180,434 円
発行済数量	100,854,805,108 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6692 円

（参考）しんきんJリートマザーファンド

資産総額	70,525,149,754 円
負債総額	370,572,088 円
純資産総額（ — ）	70,154,577,666 円
発行済数量	47,942,408,692 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4633 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

- (2) 受益者名簿
該当事項はありません。

- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

- (4) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (5) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- (6) 受益権の再分割
委託会社は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (7) 償還金
償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- (8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円（本書提出日現在）

委託会社が発行する株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません

（2）委託会社の機構

○ 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○ 投資運用の意思決定機構

1) 商品企画体制

・ 投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

2) 運用体制

・ 投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通し並びに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。業務管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・ リスク管理委員会

当委員会において、事務局である業務管理部は、前1ヵ月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果について報告を行います。また、コンプライアンス部は、法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等を、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

3) コンプライアンス管理体制

当社は、取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。

コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。

コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者をコンプライアンス部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。

全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記は2013年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成25年2月28日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	49	412,027
単位型株式投資信託	2	4,159
合 計	51	416,186

（注）純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		1,208,900		1,258,747
前払費用			15,428		15,157
繰延税金資産			36,259		34,435
未収委託者報酬			196,906		213,688
未収収益	*2		33,865		32,903
未収還付法人税等			206		85
その他の流動資産			8,896		8,319
流動資産計			1,500,465		1,563,337
固定資産					
有形固定資産	*1		124,061		112,764
建物		94,882		89,630	
器具備品		29,178		23,133	
無形固定資産			13,393		31,028
ソフトウェア		11,939		29,362	
電話加入権		959		959	
その他		493		705	
投資その他の資産			2,154		2,526
長期前払費用		2,154		2,526	
固定資産計			139,609		146,319
資産合計			1,640,074		1,709,657

		前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			171,989		188,598
未払手数料	*2	146,374		149,586	
その他未払金		25,615		39,011	
未払法人税等			2,566		1,861
未払消費税			15,420		5,112
未払事業所税			1,710		1,704
前受収益			2,790		2,790
賞与引当金			53,800		57,188
その他の流動負債			2,227		2,185
流動負債計			250,505		259,439
固定負債					
退職給付引当金			55,781		64,597
役員退職慰労引当金			14,250		562
固定負債計			70,031		65,160
負債合計			320,536		324,599
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			200,000		200,000
利益剰余金					
利益準備金			2,000		2,000
その他利益剰余金			1,117,537		1,183,057
別途積立金		370,000		370,000	
繰越利益剰余金		747,537		813,057	
利益剰余金計			1,119,537		1,185,057
純資産合計			1,319,537		1,385,057
負債・純資産合計			1,640,074		1,709,657

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			1,896,379		1,855,440
運用受託報酬	*1		373,582		317,027
営業収益計			2,269,961		2,172,467
営業費用					
支払手数料	*1		991,018		966,751
広告宣伝費			3,279		7,144
調査費			325,538		321,227
調査研究費		220,665		222,677	
委託調査費		104,873		98,549	
営業雑経費			62,750		52,363
印刷費		56,767		46,329	
郵便料		226		200	
電信電話料		2,427		2,371	
協会費		3,328		3,461	
営業費用計			1,382,587		1,347,486
一般管理費					
給料			467,863		462,941
役員報酬		23,492		24,199	
給料・手当		326,784		319,809	
賞与		53,052		55,052	
法定福利費		54,948		54,235	
福利厚生費		3,265		3,329	
その他給料		6,320		6,315	
役員退職慰労引当金繰入			9,406		1,312
交際費			2,845		3,341
旅費交通費			9,966		11,068
租税公課			6,968		6,304
不動産賃借料	*1		75,935		73,583
賞与引当金繰入			53,800		57,188
退職給付費用			50,527		51,031
固定資産減価償却費			23,032		22,234
諸経費	*1		51,445		68,254
一般管理費計			751,791		757,259
営業利益			135,582		67,721
営業外収益					
受取利息	*1		745		437
その他営業外収益			74		202
営業外収益計			820		639
営業外費用					
雑損失			5		100
その他営業外費用			80		—
営業外費用計			86		100
経常利益			136,316		68,260

		前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
特別利益		千円	千円	千円	千円
賞与引当金戻入		1,223		—	
法人税等還付加算金		—		—	
特別利益計			1,223		—
特別損失					
事務過誤損失		1,010		—	
固定資産除却損		—		386	
特別損失計			1,010		386
税引前当期純利益			136,528		67,874
法人税、住民税及び事業税			530		530
法人税等調整額			2,743		1,824
当期純利益			138,742		65,519

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	200,000	200,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,000	2,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000	2,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	370,000	370,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	370,000	370,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	608,795	747,537
当期変動額		
当期純利益	138,742	65,519
当期変動額合計	138,742	65,519
当期末残高	747,537	813,057
利益剰余金合計		
当期首残高	980,795	1,119,537
当期変動額		
当期純利益	138,742	65,519
当期変動額合計	138,742	65,519
当期末残高	1,119,537	1,185,057
株主資本合計		
当期首残高	1,180,795	1,319,537
当期変動額		
当期純利益	138,742	65,519
当期変動額合計	138,742	65,519
当期末残高	1,319,537	1,385,057
純資産合計		
当期首残高	1,180,795	1,319,537
当期変動額		
当期純利益	138,742	65,519
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	138,742	65,519
当期末残高	1,319,537	1,385,057

[次へ](#)

重要な会計方針

	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

追加情報

当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
当会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
建 物	19,681千円	26,320千円
器具備品	49,795千円	32,356千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
普通預金	505,528千円	400,318千円
定期預金	500,000千円	700,000千円
未収収益	7,313千円	6,103千円
未払手数料	99,502千円	106,040千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
運用受託報酬	278,036千円	224,963千円
受取利息	698千円	406千円
支払手数料	972,773千円	936,879千円
不動産賃借料	62,884千円	60,259千円
その他の不動産関係費	10,598千円	10,842千円
その他の支払手数料	9千円	9千円
器具備品費	—	5千円
その他の福利厚生費	—	245千円
その他の販管費	741千円	827千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,208,900	1,208,900	—
(2)未収委託者報酬	196,906	196,906	—
(3)未収収益	33,865	33,865	—
資産計	1,439,672	1,439,672	—
(4)未払手数料	146,374	146,374	—
(5)その他未払金	25,615	25,615	—
負債計	171,989	171,989	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未払手数料、(5)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,208,738	1,208,738	—
(2)未収委託者報酬	196,906	196,906	—
(3)未収収益	33,865	33,865	—
合計	1,439,511	1,439,511	—

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,258,747	1,258,747	—
(2)未収委託者報酬	213,688	213,688	—
(3)未収収益	32,903	32,903	—
資産計	1,505,339	1,505,339	—
(4)未払手数料	149,586	149,586	—
(5)その他未払金	39,011	39,011	—
負債計	188,598	188,598	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未払手数料、(5)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,258,476	1,258,476	—
(2)未収委託者報酬	213,688	213,688	—
(3)未収収益	32,903	32,903	—
合計	1,505,068	1,505,068	—

[次へ](#)

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

2．退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成23年3月31日現在）自己都合要支給額55,781千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は5．の通りであります。

3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
退職給付費用 勤務費用	50,527（注）

（注）勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,974千円を含みます。

4．退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

5．要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

（1）制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）

年金資産の額

1,352,356,350千円

年金財政計算上の給付債務の額	1,623,781,238千円
差引額	271,424,888千円

（２）制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成22年3月分）

0.0535%

（３）補足説明

過去勤務債務残高 271,424,888千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

２．退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成24年3月31日現在）自己都合要支給額64,597千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は５．の通りであります。

３．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
退職給付費用 勤務費用	51,031（注）

（注）勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,707千円を含みます。

４．退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

５．要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

（１）制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）

年金資産の額	1,358,815,507千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641,697千円
差引額	271,826,189千円

（２）制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成23年3月分）

0.0493%

（３）補足説明

過去勤務債務残高	255,938,658千円
繰越不足金	15,887,531千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

[前へ](#)[次へ](#)

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
賞与引当金繰入限度超過額	21,891	21,737
役員退職慰労引当金	5,798	213
退職給付引当金繰入限度超過額	22,697	24,553
未払事業税	828	506
未払事業所税	696	647
税務上の繰越欠損金	51,590	20,071
その他	2,925	3,680
繰延税金資産 小計	106,428	71,410
評価性引当額	70,168	36,975
繰延税金資産 合計	36,259	34,435
繰延税金資産の純額	36,259	34,435
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産—繰延税金資産	36,259	34,435
固定資産—繰延税金資産	—	—

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.63%	3.48%
住民税均等割	0.39%	0.78%
評価性引当額の増減	43.32%	48.16%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	6.68%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.62%	3.47%

3．「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年12月2日法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年12月2日法律第117号）が公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、一時差異等の解消が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が4,532千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が4,532千円増加しております。

[前へ](#) [次へ](#)

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	278,036

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

・追加情報

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごと

の営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	224,963

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任2 人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬	278,036 千円	未収収益	7,313 千円
								投資信託 の代行手 数料	893,256 千円	未払手数 料	88,296 千円
								事務所 賃借料	62,884 千円	—	—
								出向者 人件費	135,171 千円	—	—

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	79,516 千円	未払手数 料	11,205 千円

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任2 人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬	224,963 千円	未収 収益	6,103 千円
								投資信託 の代行手 数料	852,805 千円	未払手数 料	91,805 千円
								事務所賃 借料	60,259 千円	—	—
								出向者人 件費	126,859 千円	—	—

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	84,074 千円	未払手数 料	14,235 千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

[前へ](#) [次へ](#)

（１株当たり情報）

	前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
１株当たり純資産額	329,884円47銭	346,264円32銭
１株当たり当期純利益金額	34,685円58銭	16,379円85銭

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
当期純利益金額	138,742千円	65,519千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	138,742千円	65,519千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 平成24年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,451,266
前払費用		17,966
未収委託者報酬		233,170
未収運用受託報酬		26,046
未収収益		93
繰延税金資産		24,591
その他の流動資産		7,805
流動資産計		1,760,939
固定資産		
有形固定資産 * 1		106,592
建物	86,182	
器具備品	20,410	
無形固定資産		29,994
ソフトウェア	28,234	
電話加入権	959	
その他	799	
投資その他の資産		2,558
長期前払費用	2,558	
固定資産計		139,145
資産合計		1,900,084

当中間会計期間末 平成24年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		194,103
未払手数料	153,293	
その他未払金	40,809	
未払法人税等		6,403
未払消費税 * 2		9,569
未払事業所税		839
前受収益		140,202
賞与引当金		46,433
その他の流動負債		2,636
流動負債計		400,188
固定負債		
退職給付引当金		67,736
役員退職慰労引当金		1,062
固定負債計		68,798
負債合計		468,986
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		1,231,097
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	1,229,097	
別途積立金	1,030,000	
繰越利益剰余金	199,097	
株主資本計		1,431,097
純資産合計		1,431,097
負債・純資産合計		1,900,084

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		942,313
運用受託報酬		166,575
営業収益計		1,108,888
営業費用		
支払手数料		484,500
広告宣伝費		3,709
調査費		161,859
調査費	115,258	
委託調査費	46,601	
営業雑経費		26,918
電信電話料	1,196	
郵便料	90	
印刷費	23,822	
協会費	1,808	
営業費用計		676,987
一般管理費		
給料		207,681
役員報酬	13,571	
給料・手当	156,152	
法定福利費	28,163	
福利厚生費	2,038	
その他給料	7,756	
賞与引当金繰入		40,898
交際費		1,133
旅費交通費		4,021
租税公課		2,911
不動産賃借料		36,820
退職給付費用		23,693
役員退職慰労引当金繰入		500
固定資産減価償却費 * 1		12,635
諸経費		41,064
一般管理費計		371,361
営業利益		60,539
営業外収益		
受取利息	184	
その他営業外収益	29	
営業外収益計		213
営業外費用		
雑損失	12	
営業外費用計		12

経常利益		60,740
------	--	--------

当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
特別利益		
特別利益計		-
特別損失		
特別損失計		-
税引前中間純利益		60,740
法人税、住民税及び事業税		4,856
法人税等調整額		9,843
中間純利益		46,040

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		自 平成24年4月 1日
		至 平成24年9月30日
株主資本		
資本金		
当期首残高		200,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		200,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		2,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		2,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		370,000
当中間期変動額		
別途積立金の積立		660,000
当中間期変動額合計		660,000
当中間期末残高		1,030,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		813,057
当中間期変動額		
中間純利益		46,040
別途積立金の積立		660,000
当中間期変動額合計		613,959
当中間期末残高		199,097
利益剰余金合計		
当期首残高		1,185,057
当中間期変動額		
中間純利益		46,040
別途積立金の積立		—
当中間期変動額合計		46,040
当中間期末残高		1,231,097
株主資本合計		
当期首残高		1,385,057
当中間期変動額		
中間純利益		46,040
別途積立金の積立		—
当中間期変動額合計		46,040
当中間期末残高		1,431,097

純資産合計	
当期首残高	1,385,057
当中間期変動額	
中間純利益	46,040
別途積立金の積立	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—
当中間期変動額合計	46,040
当中間期末残高	1,431,097

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
前事業年度までは流動資産の「未収収益」に含めて表示していた「未収運用受託報酬」は、表示をより明瞭にするため、当中間会計期間より区分掲記しております。 （参考情報） 前事業年度の「未収収益」に含まれる「未収運用受託報酬」の金額は、32,756千円となっており、前々事業年度の「未収収益」に含まれる「未収運用受託報酬」の金額は、33,723千円となっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 平成24年9月30日
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 29,769千円 器具備品 36,385千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 7,670千円 無形固定資産 4,965千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,451,266	1,451,266	—
(2)未収委託者報酬	233,170	233,170	—
(3)未収運用受託報酬	26,046	26,046	—
(4)未収収益	93	93	—
資産計	1,710,576	1,710,576	—
(5)未払手数料	153,293	153,293	—
(6)その他未払金	40,809	40,809	—
負債計	194,103	194,103	—

（注）金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収収益、(5)未払手数料、(6)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	122,880

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（１株当たり情報）

当中間会計期間
自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日

1株当たり純資産額 357,774円45銭

1株当たり中間純利益 11,510円14銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)算定上の基礎

1株当たり中間純利益

中間純利益 46,040千円

普通株主に帰属しない金額 — 千円

普通株式に係る中間純利益 46,040千円

期中平均株式数 4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 取締役の変更
取締役は、株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。
- (2) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
- (3) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)

(2) 資本金の額（出資の総額） 490,998百万円（平成24年3月末現在）

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余剰資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

株式会社富山銀行(指定登録金融機関)

(2) 資本金の額 6,730百万円（平成24年3月末現在）

(3) 事業の内容

日本において銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。

3 - (1) 名称

株式会社しんきん信託銀行(受託会社)

(2) 資本金の額 10,000百万円（平成24年3月末現在）

(3) 事業の内容

信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

・名称

資産管理サービス信託銀行株式会社

・資本金の額 50,000百万円（平成24年3月末現在）

・事業の内容

銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 販売会社

委託会社の指定する登録金融機関または金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 受託会社

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託者への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当特定計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 有価証券報告書 | 平成24年10月19日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成24年 7月31日
平成24年10月19日
関東財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書 | 平成24年 7月27日
平成24年10月26日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

平成25年2月19日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんJリートオープン（毎月決算型）の平成24年7月21日から平成25年1月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんJリートオープン（毎月決算型）の平成25年1月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月18日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水守 理智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月19日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 水守 理智 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)